

最近の歯科医療をめぐるわが国の動きから今後のトレンドをさぐる ～ ICDとSDGs、UHC そして、マイナンバー法と オンライン資格確認へ

Exploring future prospects from recent trends in dentistry in Japan ~ ICD, SDGs, UHC, My Number Act and Online Eligibility Confirmation

上條英之

HIDEYUKI KAMIJO

キーワード：SDGs、UHC、マイナンバー法、オンライン資格確認、医療DX、全国医療情報プラットフォーム



(かみじょう・ひでゆき)
ICDフェロー
東京歯科大学 歯科社会保障学

I. はじめに

最近のわが国における歯科医療を取り巻く環境は、少子高齢化の急速な推進と情報化が進む中、急激に変化してきています。単純に政府の動きをみると、2023年4月に、子ども家庭庁が設立されました。また、オンライン資格確認が導入されるようになり、現在の健康保険証が廃止され、マイナンバーカードがその役割を担う方向へとかじ取りがされています。通常は、すでに法改正がされ、準備がされていた課題ですが、ほどほど問題もあり、いままでにはない制度改革の動きが示されるようになってきました。

ご承知の通り、歯科診療報酬においても、2023年4月から12月までにかぎり、オンライン資格確認時に初再診料に対して医療情報・システム基盤整備体制充実加算により、2点ずつ追加で加算がされることになりました。もちろん、これには、背景があります。

制度改革の動きが少し早くなっていますが、我が国の歯科診療をめぐる最近の動向については、本会の会員構成を見る限り、注視する必要があることから、最近の動向を簡単に紹介させていただくこととしました。

II. オンライン資格確認の導入と

マイナンバーカードによる健康保険証の改廃

オンライン資格確認は、健康保険法が2019年に改正された際、一定の準備期間を経て導入が図られることになりました。実は、あまり知られていませんが、この制度が導入されたのはわが国の国民皆保険制度を守るためでした。

日本の場合、海外から就労のために来日した方の場合、以前は、その家族の方が、日本で生活していなくても、自動的に海外に在住する扶養家族の方が、日本の健康保険制度に加入する制度でした。

しかし、国際化が進み、LCCが普及してくると、近隣諸国の場合、単身赴任で雇用されている外国人本人のところに、外国から家族が短期滞在目的で、日本に来て、日本の健康保険制度で、医療を受けるケースが増えるようになってきました。もちろん歯科診療を受ける場合もかなり含まれます。

日本の医療保険制度は、日本人が保険料を支払い、政府などの公共団体も多くの税金を投入して、システム整備がされているので、このような不規則な動きが増えると本来あるべき制度をゆがめることとなります。このため、2019年の健康保険法の改正により、扶養者については、日本在住に限り、健康保険の加入者となれる制度に変更がされました。日本国の在住者を増やす趣旨で、制度改正がされたのではないようですが、結果的には少子化の対応に間接的になりえるのかもしれない。

ところで、法律を改正して、運用する場合、その実状把握のためには、瞬時に、本人確認を行う必要があります。

いままでのシステムでは、本人が健康保険証を持参することで、資格確認が行われていましたが、なりすましも可能で、制度上の不備もありました。このような状況を改善するために、実はオンライン資格確認が導入されることになりました

ご承知のとおり、2021年になるとデジタル庁が発足し、情報化施策がさらに進められるようになりました。

それに伴い、オンライン資格確認とともに、健康保険証を廃止してマイナンバーカードを健康保険証として使うとの政策判断がなされ、現在にいたっています。関連するマイナンバー法の改正は図1に示しました。

今後、健康保険証については、図2にも示しましたが、段階的に廃止がされることとなります。もちろん、医療従事者の間では、透明化が推進されることから、議論があるのは事実だと思います。当然のことながら、一部の老人福祉施設等、制度として、なじみにくい分野もでてくるかもしれません。結果的に制度として、定着をさせる場合には、政治的な色彩がでてくるのかもしれない。

Ⅲ. オンライン資格確認が定着していくと 歯科医療の現場はどう変わるか

オンライン資格確認が進むことで、歯科医療にプラスに左右することもあります。

図3に示す通り、現在、マイナンバーカードで、患者さん本人が職場で定期健診等を受けたり、他の医療機関で受診した際の薬剤の投与履歴等の診療情報が、

令和5年3月7日閣議決定

マイナンバー法等の一部改正案の概要

今般の新型コロナウイルス感染症対策の経験により、社会における抜本的なデジタル化の必要性が顕在化。デジタル社会の基盤であるマイナンバー、マイナンバーカードについて国民の利便性向上等の観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）等の一部改正を行う。

【改正のポイント】

<p>1. マイナンバーの利用範囲の拡大 <small>（マイナンバー法、住民基本台帳法）</small></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 理念として社会保障制度、税制及び災害対策以外の行政手続においてもマイナンバーの利用の推進を図る。 <small>※ 具体的な利用手続の追加は、従来通り法律改正で追加</small> ■ 具体的には、理容師・美容師、小型船舶操縦士及び建築士等の国家資格等、自動車登録、在留資格に係る許可等に関する手続において、マイナンバーの利用を可能とする。<small>（保険証・健康保険証に係る手続も含む）</small> ⇒ 各種手続手続における添付書類の省略等 <p>2. マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し <small>（マイナンバー法、住民基本台帳法）</small></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 法律でマイナンバーの利用が認められている手続に遡る手続（事務の性質が同一であるものに遡る）についても、マイナンバーの利用を可能とする。 <small>※ 個別の法律の規定に基づく手続は、従来通り法律改正で追加</small> ■ 法律でマイナンバーの利用が認められている手続について、主務省令に規定することで情報連携を可能とする。 <small>※ 情報連携が行われた記録は、マイナンバー上で照会可能</small> ⇒ 新規で必要とされる機関間の情報連携のより速やかな開始が可能に <p>3. マイナンバーカードと健康保険証の一体化 <small>（マイナンバー法、医療保険法等）</small></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 乳児に交付するマイナンバーカードについて顔写真を不要とする。 ■ 健康保険証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方が、必要な保険診療等を受けられるよう、本人からの求めに応じて「資格確認書」を提供する。 ⇒ すべての被保険者の円滑な保険診療を可能に 	<p>4. マイナンバーカードの普及・利用促進 <small>（マイナンバー法、公的個人認証法、住民基本台帳法、郵便事務取扱法）</small></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 在外公館で、国外転出者に対するマイナンバーカードの交付や電子証明書の発行等に関する手続を可能とする。 ■ 市町村から指定された郵便局においても、マイナンバーカードの交付申請の受付等ができるようにする。 ■ 暗証番号の入力等を伴う電子利用者証明を行わずに、利用者の確認する方法の規定を整備する（例：図書館等での活用）。 ⇒ マイナンバーカードを申請・取得できる選択性の拡大及び利用の促進 <p>5. 戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加 <small>（戸籍法、住民基本台帳法、家事事件手続法、マイナンバー法、公的個人認証法）</small></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 戸籍、住民票等の記載事項に「氏名の振り仮名」を追加。 ■ マイナンバーカードの記載事項等に「氏名の振り仮名」を追加。 ⇒ 公認された振り仮名が各種手続での本人確認で利用可能に <p>6. 公金受取口座の登録促進（行政機関等経由登録の特例制度の創設） <small>（公金受取口座登録法等）</small></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 既存の給付受給者等（年金受給者を想定）に対して書留郵便等により一定事項を通知した上で同意を得た場合又は一定期間内に回答がなく、同意したものと取り扱われる場合、内閣総理大臣は当該口座を公金受取口座として登録可能に。 <small>（※1）公金受取口座は給付のみ利用。 （※2）事前・事後の本人通知に加え、広範で制度の周知徹底を図る。</small> ⇒ デジタルに不慣れな方も簡単に登録が可能及び給付の迅速化
---	---

施行期日：公布の日から1年3月以内の政令で定める日（一部を除く。）」

図1 マイナンバー法等の一部改正の概要

Fig. 1 Overview of Partial Amendments to the My Number Law, etc
(出典：2023年3月23日 第164回社会保障審議会医療保険部会 配布資料
<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001076310.pdf> (2023年6月14日時点))

わかるようになるとされています。もちろん、これからの運用に伴う課題があると思います。このため、高齢の患者が今までよりも増える傾向にある歯科診療の

現場では、このシステムが有効に活用される余地があります(図3)。

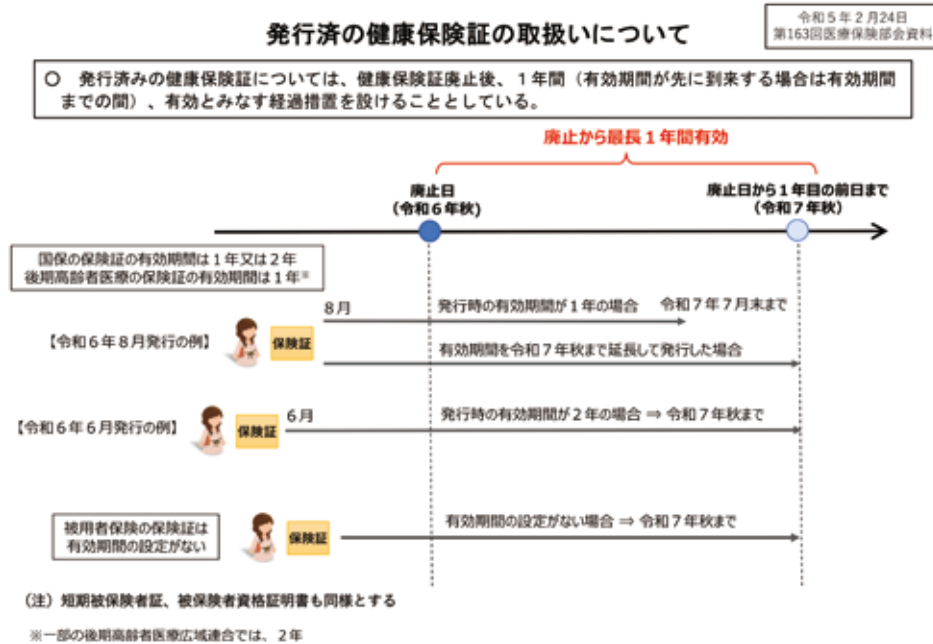


図2 今後の健康保険証の取扱いについて

Fig. 2 Future handling of health insurance cards

(出典：2023年2月24日 第163回社会保障審議会医療保険部会 配布資料 <https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001062674.pdf> (2023年6月14日時点))

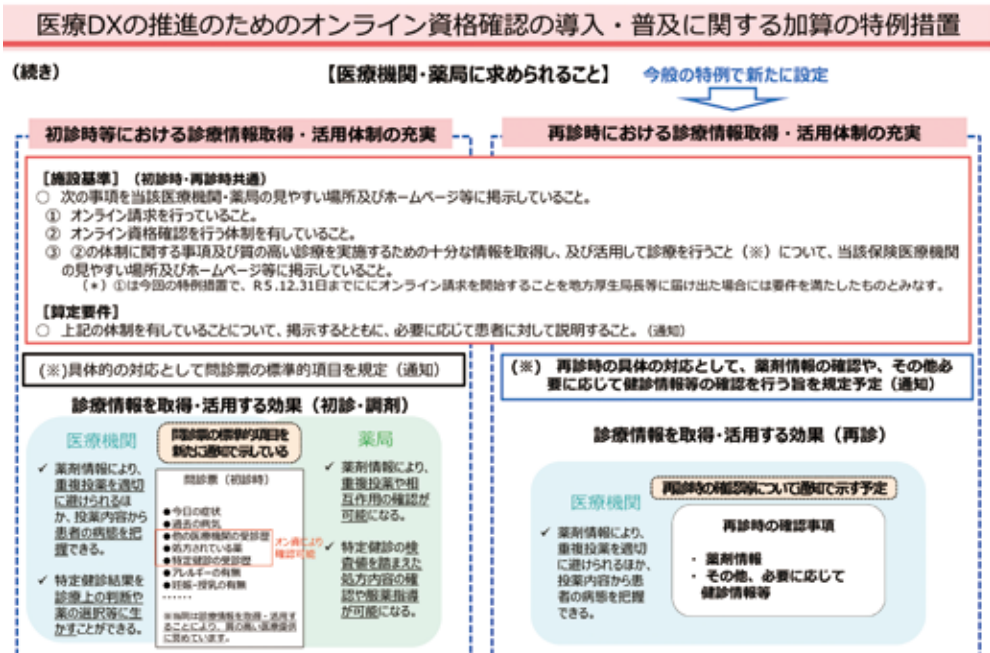


図3 特例措置としてのオンライン資格加算を実施する場合

Fig. 3 Online qualification addition as a special measure

(出典：第535回中央社会医療協議会(2022年12月23日開催) 配布資料「個別改定項目について」の補足説明資料 <https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001029097.pdf> (2023年6月14日時点))

ただし、透明化が進むので、診療報酬を請求するにあたり、いろいろな議論があることは事実です。

最近の患者調査では、2020年時点で、歯科診療所の患者数約133万人に対して、65歳以上の高齢者は、約58万人で約44%を占めています。約20年前の1999年の時点では、歯科診療所の1日の推計患者数約115万人に対し、65歳以上の患者は27万人で、約4分の1に当たり24%が65歳の高齢患者で、この20年で高齢患者の占める割合は、培近くなっています。

患者さんのニーズも高齢化で、歯を残すことへの関心の高まりで変わってきており、今までよりも歯を残す歯科医療が求められるようになったことが影響しており、歯のメンテナンス治療がこれまでよりも一般化していますが、同時に基礎疾患を持つ患者さんが増えていることへの現場対応が以前よりも増えているのが実状です。これからの課題とはなりますが、オンライン資格確認は、歯科医療現場では、有効なシステムとして作用する可能性が十二分にあると思います。

なお、今後は、このシステムがさらに向上し、医療DXの仕組みを確立することが政策的に進められつつあり、図4に示しましたが、医療DXとは、保健医療に関する情報の共通化と標準化を進めることで良い医療を提供していくことを指すとされ、オンライン資格

確認もその一つに位置づけがされています。将来的には、いろいろな情報がその場でわかるよう全国医療情報プラットフォームを構築することも予定されています(図5)。

要は、学校や職場で受けている一般健康診査の情報や歯科健診の過去の状況についても、見える化が進むことになり、将来的に、いろいろな保健医療情報を活用して、患者さんの治療を行う時代がやってくるのかもしれない。

IV. UHC (ユニバーサルヘルスカバレッジ) と 歯科医療の関わり

ところで、国連で定められた2030年に向けてのSDGs (Sustainable Development Goals) いわゆる持続可能な開発目標には、健康と福祉を向上させる一環として、UHC (ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ) を進め、事実上、わが国の国民皆保険制度を世界に広めることとなる目標が設定されており、これには、歯科医療も当然含まれています。

2023年5月に広島で先進国首脳サミットが開催され、サミットにはウクライナのゼレンスキー大統領が参加したことが話題となりましたが、開催国として、このUHCを進めていくにあたり、日本では、広

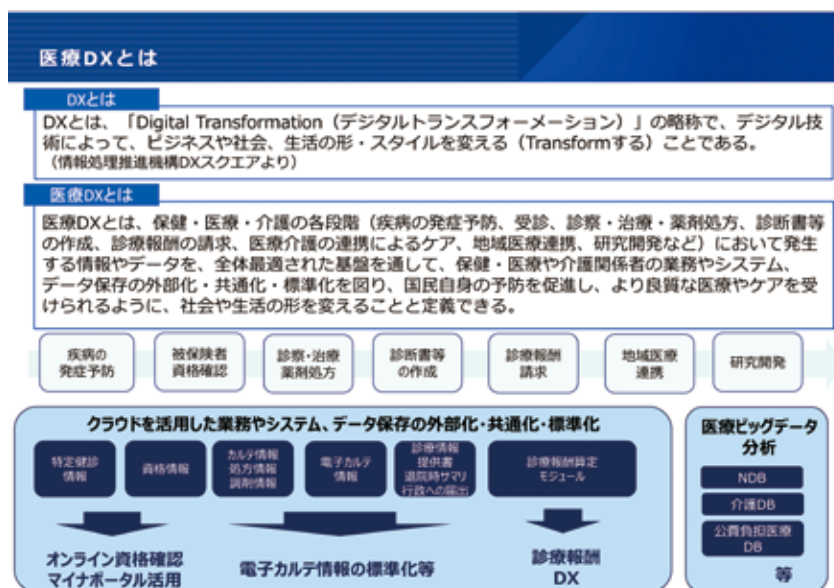


図4 医療DXとは

Fig. 4 What is Medical DX?

(出典：第1回「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チーム (2022年9月22日開催) 配布資料より <https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/000992373.pdf> (2023年6月14日時点))

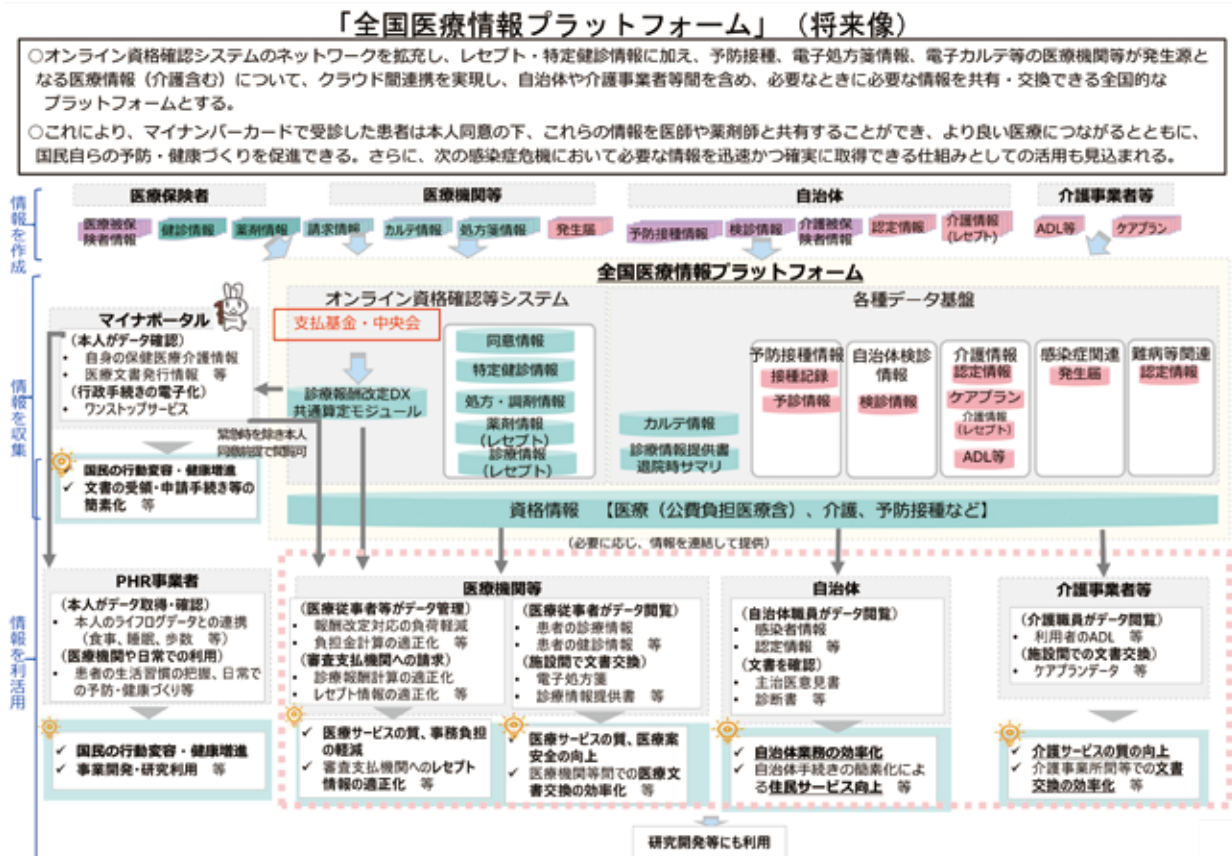


図5 全国医療情報プラットフォームの将来像

Fig. 5 Future Vision of the National Medical Information Platform

(出典：第1回「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チーム(2022年9月22日開催)配布資料より <https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/000992373.pdf> (2023年6月14日時点))

島のサミットの前に長崎でG7保健大臣会合が開かれ、WHO総会でのUHCの議論に先立ち、G7 UHCグローバルプランが宣言としてまとめられました。2023年度のWHO総会ではUHCの実現に向けて、多額の予算が認められ、これからのWHOでのUHCの益々の推進が期待されます。ところで、すでにWHO総会で承認されている歯科の世界戦略については、わが国と比較した場合、まだ水銀の問題が重要視されている等、日本の制度とは、一歩も二歩もへだだりがあり、日本の歯科医療制度が世界のお手本になっている部分が多く認められます。実際に他国では歯科診療に対する医療保険制度自体がまだ、発展途上の部分も多く、日本の歯科医療制度のように、成人の集団に対して、健康保険の診療により歯のメンテナンス治療がこれほど盛んにおこなわれている国は、それほど多くないのが実状であろうと考えられます。

このため、世界の人々に対してICD日本部会の果たす役割がもしかするとなにかしらあるのかもしれませんが。

V. おわりに

最近のわが国の歯科医療をめぐる動きについて、触れてみました。

詳細は紙面の都合もあり触れませんが、この国の歯科医療制度においては、生涯歯科健診への国民の関心が高まってきている実状の中で、歯科口腔保健の推進に関する法律の見直しを含め、変化をせざる負えない状況に直面しているのかもしれませんが。今後の適切な対応が期待されるとともに、ICD日本部会としての世界の歯科医療の向上への寄与を期待いたします。